令和5年度第4回袖ケ浦市都市計画審議会

1 開催日時 令和6年1月12日(金) 午前10時 開会

2 開催場所 袖ケ浦市役所中庁舎4階第二委員会室(袖ケ浦市坂戸市場1番地1)

3 委員出欠席

(出席委員:11名)

会 長	鬼塚 信弘	委 員	山口 進
副会長	磯野 綾	委 員	宮田 昌明
委 員	渡邉 美代子	委 員	荒井 仁
委 員	正能 俊輔	委 員	髙橋 久
委員	榎本 雅司	委 員	三浦 邦夫

(欠席委員:1名)

委 員 城所 秀樹

4 出席職員

		*.			
市長	粕谷	智浩	都市整備課主查	髙品	保宏
都市建設部部長	佐藤	英利	都市整備課主任主事	吉田	瑶平
都市建設部次長	平野	弘和	都市建設部参事 (開発指導準備室長)	吉澤	寿二
都市整備課副参事 (都市計画班長)	鈴木	康夫	開発指導準備室副参事	今関	基夫

5 出席説明員

千葉県建築指導課	寺西	本井	千葉県建築指導課	山城	₩. →
副課長	寸四	英樹	建築審査班 主査	岩崎	裕子
千葉県建築指導課		/会电	千葉県建築指導課	-LL-	tt 14
建築審査班長	猿田	信貴	建築審查班 技師	大木	拓也

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議 題

- (1)都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条第1項の規定による 十地の区域の指定について(付議)
- (2) 袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更について(付議)
- (3) 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(一般廃棄物処理施設)の 敷地の位置(袖ケ浦市)について(付議)
- (4) その他

8 議事

事務局(鈴木副参事) 【開会】

〈午前10時開会〉

粕谷市長 【挨拶】

鬼塚会長 【挨拶】

【粕谷市長、所用のため退席】

事務局(鈴木副参事) 【資料確認】

事務局(鈴木副参事) 【出欠状況確認】〔11名中10名の出席、審議会条例第6条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、会は成立〕 審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は鬼塚会長にお願いいたします。

鬼塚会長 【議事録署名人の選出】〔正能委員と榎本委員を選出〕

鬼塚会長 それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。本日の議題は 3件でございます。最初に付議案件として、「都市計画法に基づく開発行為等の 基準に関する条例第3条第1項の規定による土地の区域の指定について」を審 議いたします。説明員から説明をお願いします。

説明員(吉澤参事) 【開発許可制度について説明】

榎本委員 連たんの数え方の条件の3について、敷地間55mで40戸とは、1.1kmの中で40戸数えるということですか。

説明員(吉澤参事) 敷地間55mは、基本的には1.1kmの範囲で数えていきます。

- 榎本委員 1.1 kmの中に入っていないと、55mを繋いでも連たんしていないとい うことですか。
- 説明員(吉澤参事) 例えば、1.1 kmの中に20戸、1.1 kmの外に20戸ある場合でも、周辺に宅地開発が進んでいるということで、連たんの戸数に数えます。申請地以外の宅地は、1.1 kmを超えて数えても大丈夫です。
- 榎本委員 過半数が市街化区域の中にあれば、2分の1以下が調整区域であっても、連 たんで繋がっているということですか。
- 説明員(吉澤参事) 市街化区域に隣接してる場合には、市街化区域で20戸、調整区域で20戸という数え方はできます。
- 榎本委員 1.1kmの際どい所にあっても、20戸以上が市街化区域のところにあればいいということですか。
- 説明員(吉澤参事) 申請地は1.1 kmの中にある必要がありますが、隣接する40 戸は1.1 kmの中にある必要はありません。
- 荒井委員 150mの円の中心に申請地がなくてもいいと話をされたと思いますが、間違いないですか。

説明員(吉澤参事) はい。

荒井委員 円の中に申請地が入っていて、40戸数えられればいいということですね。

鬼塚会長 それでは続けて説明をお願いします。

- 説明員(吉澤参事) 【都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条第1項 の規定による土地の区域の指定について説明】
- 鬼塚会長 説明が終わりましたが、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。
- 榎本委員 ハザードマップで、イエローゾーンやレッドゾーンがありますが、造成の仕 方によっては、その中でも、開発が可能だということでいいんでしょうか。

- 説明員(吉澤参事) 災害レッドゾーンと災害イエローゾーンは全て区域から除外する 方針になっておりますが、当市におきましては、浸水想定区域であれば垂直避 難ができる住宅、戸建てでは2階建て、共同住宅では1階から2階に避難でき ることを条件づけて、連たんを認めております。
- 説明員(今関副参事) 補足です。県の指定方針の中で災害イエローゾーンのうち、浸水想定区域では床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設け、安全対策をして浸水想定深以上に垂直非難ができる居室を設ける場合においては、土地の活用が図れることとなっており、本市でもこれに準じた対応をしています。
- 榎本委員 今後の行政の課題ですが、技術進歩により、浸水した場合に浮く等浸水に対応した構造の建物があると聞くが、そのような建築の相談があった際、技術的な行政指導はどう考えているのか。
- 説明員(吉澤参事) 最近、浮く住宅の相談を受けましたが、指針は避難が前提であり、 そのような住宅が建てられた事例がまだないので、現時点では難しいですとい う回答をしております。
- 榎本委員 昨年、茂原で浸水がありましたが、某会社によると一般の住宅と浮く住宅と で被害は全然違ったと聞きます。行政の方も勉強して、民間の技術開発を遅ら せる結果にならないよう取り組まなければいけないと思います。
- 説明員(吉澤参事) 今後参考にさせていただきます。
- 荒井委員 市役所の西側にあたる市街化調整区域について、資料1-2の3ページを見ますと、線路の南側と北側で区切られていますが、その違いを教えてください。
- 説明員(吉澤参事) 線路の北側は、周辺で40戸を数えられないので区域外となり、 線路より南側は、周辺に住宅が何件か建っているため、連たんの要件がある区域としております。区域の切り方ですが、市としては、多少の膨らみを持たせて整形な形で線引きしておりますので、JRの線路までを区域としました。
- 説明員(今関副参事) 補足です。県の区域指定方針の中で自然的条件、河川や山林、 高速道路等で明らかに生活圏が分断されてしまわないかということも考慮する こととされており、この地区は線路で分断されてしまうため線路で線を引いて おります。その他の地区でも河川等、同様の考えで線を引いているところもあ ります。

- 髙橋委員 連たんで住宅が建っていくと、いずれ市街化区域に変更されるんですか。
- 説明員(吉澤参事) 現時点では市街化区域への編入は考えておりませんが、場合によっては、都市施設の整備の必要性など市の総合的な考えの中で、検討していくことになります。
- 髙橋委員 それは市の主導、判断で行うものですか。
- 事務局(佐藤部長) 本市は市全体を優先的に市街化する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分して計画的にまちづくりを進めております。連たんについては、建物の建築を抑制している市街化調整区域であっても、元からある住宅については、持続できるようにしていくという考えで運用しています。市街化区域と市街化調整区域は、県が決めることになっており、市の判断で決めることはできません。必要に応じて検討していきたいと考えておりますが、連たんで整備されたところが全て市街化区域になるというものではございません。
- 鬼塚会長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので質疑を終結いたします。 本件については原案のとおり可決し、その旨を市長へ答申することに異議はご ざいませんか。

《異議なしの声》

- 鬼塚会長 異議がないようですので、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条 例第3条第1項の規定による土地の区域の指定については、原案のとおり可決 し、市長へ答申することに決定いたしました。説明員の皆さんありがとうございました。
- 鬼塚会長 次に、「袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更について」を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局(高品主査) 【袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更について説明】
- 鬼塚会長 説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 三浦委員 生産緑地地区は、公害又は災害を防止し、都市環境を保全する地区とあって、(2)では将来の公共施設用地として適しているとある。(4)では、市長は生産緑地を時価で買い取ることを検討しますとありますが、市も買い取らず、他の

活用もなかったということは、生産緑地の目的と矛盾すると考えますが、いかがですか。

- 事務局(高品主査) 現状の周辺の公園の整備状況ですとか、緑地を勘案した結果、買取り等に至らなかったものです。過去の実績としては、買取りして公園を整備した例もあり、活用予定があれば買取りに至ることもありますが、そのような予定がない時は買取りしないということになります。
- 三浦委員 結果的にはそういうことで、30年前に指定した状況と今の状況が違うということもわかりますが、公共施設用地として適しているから生産緑地に指定したにもかかわらず、適していなかったということですか。
- 事務局(佐藤部長) 生産緑地につきましては、都市環境を形成するときに、緑地がなくなっては困るという地区を主に指定しております。税金等も安くなり、農地として営農しやすい環境になることもあり、主に農地・緑地を保存することが主な目的です。指定の要件は、500㎡以上で、生活環境機能に加えて将来の公共用地として適しており、農業の継続が可能であること、となっていますが、直ちに公共用地として利用するというものではなく、将来、公共施設が必要となった場合に活用できるよう定められているものと考えています。

山口委員 今回、約40aの土地ですが、所有者は何人でしょうか。

事務局(高品主査) 所有者は1人です。

山口委員 解除の理由はわかっているんでしょうか。税金が上がるということですので。

- 事務局(高品主査) 手続とご相談の中で聞いている限りでは、特段、次の土地利用の お考えはないということでした。
- 磯野副会長 当該地は、道路が接道しない土地であるかと思いますので、今後、土地利 用等が具体的に出た場合につきましては、法律の規定に基づいて周辺の住環境 の方を阻害しないような事業のご指導をお願いしたいと思います。
- 事務局(佐藤部長) ご意見ありがとうございます。生産緑地の要件には、道路への接道はなく、他の例では、家の敷地の中にあるということもありますので、生産緑地の今後の取扱いにつきましては、そういう内容についても、相談に乗っていきたいと考えております。

- 磯野副会長 生産緑地については、接道要件は特に規定がないことは存じ上げています。 今後の生産緑地解除後の土地利用となると、生産緑地である時にはない要件が 付加されるかと思いますので、そちらの対応をお願いします。
- 三浦委員 生産緑地の変更手続が今後も出続けた場合、都市環境の保全と良好な環境の 形成の目的から外れていきませんか。
- 事務局(佐藤部長) 都市環境については、実際には市街化区域の周りに緑地が十分あります。また、市街地につきましても、主には区画整理事業でも宅地開発でも、3%以上という条件で緑地・公園を設置しておりますので、その中である程度住環境の整備はされているものと考えております。
- 三浦委員ではなぜ指定したのかということになりませんか。
- 事務局(佐藤部長) 指定した当時は、都市の中の生産緑地ということで、農地を保存していくというところも目的の一つであったと考えております。
- 鬼塚会長 他にいかがでしょうか。今回の生産緑地ですが、地形図で見ると、一番高いところは35.5mで、一番低いところは11.4mとあり、等高線の間隔も狭くなっています。傾斜している谷地で、そこが解除されるということに関して、生産緑地の解除後に開発が可能になると災害の危険性が伴う場所である場合、市としてはどのような見解がありますか。
- 事務局(佐藤部長) 開発する際には、災害の危険性があるかどうかも検討しながら、 業者の方で確認する必要があります。また、市の方もそれが安全かどうかとい うことを、開発の協議では確認をしていく事項となっています。
- 榎本委員 現状、ここは危険地域などに指定されていますか。
- 事務局(佐藤部長) 現状では、指定されておりません。県により基礎調査がある程度 実施されておりますので、調査の結果、危険性がある地域と判断された場合に ついては、イエローゾーンや、レッドゾーンに指定されていくものと考えてお ります。
- 鬼塚会長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。本件については原案のとおり可決し、その旨を市長へ答申することに異議はございませんか。

《異議なしの声》

- 鬼塚会長 異議がないようですので、袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更については原 案のとおり可決し、市長へ答申することに決定いたします。次の建築基準法第 51条ただし書きの規定による処理施設(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置 (袖ケ浦市)については説明のため、千葉県建築指導課の出席を許可しており ます。
- 鬼塚会長 続きまして、「建築基準法第51条ただし書きの規定による処理施設(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(袖ケ浦市)について」を審議いたします。説明 員から説明をお願いいたします。
- 説明員(寺西副課長) 【建築基準法第51条ただし書きの規定による処理施設(一般 廃棄物処理施設)の敷地の位置(袖ケ浦市)について説明】
- 鬼塚会長 説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 髙橋委員 処理後の廃棄物は一廃と産廃がありますが、どう処理されますか。
- 説明員(寺西副課長) 搬入時に一般廃棄物と産業廃棄物とを区分けして、同じ破砕機 を使って処理します。
- 髙橋委員 その後はどう処分しますか。
- 説明員(寺西副課長) 破砕したものは、敷き藁の代替品などとして農家等へ搬出する ほか、バイオ肥料、バイオ燃料等として搬出することになります。
- 髙橋委員 1年前、別の事業ではあるが火災による異臭騒ぎがありました。バイオチップであれば、ここが火災になった場合も同じような状況になりますよね。去年の火災時は、市ではそれが有害かどうかの分析や異臭の流れる予報もなかったので、この事業場でも同じような事故が起きた場合、対策はどう考えていますか。
- 説明員(寺西副課長) ここは、既に小さい処理能力で木くずの破砕を行っておりますが、今まで火災事故などは発生しておりませんし、今回、開発行為をかけて防火水槽も作りますので、大丈夫かと考えております。

- 髙橋委員 1年前の事例のようなことは起こらない対策をしているということですか。
- 鬼塚会長 今のところは、非常に大事だと思います。文章で盛り込まれていれば、審議会として判断できますが、説明だけで判断するというのは、疑問があります。 それも含めてご回答ください。
- 事務局(鈴木副参事) 1年前の事故は、サイロと呼ばれる密閉された筒の中に木くず等が保管されていたという状況で、高温になる可能性がありましたが、本件の事業場では、野晒しの保管と聞いております。保管方法が全く異なりますので、同様の事故が発生する可能性は低いと認識をしております。あるとしたら、何らかの火が燃え移る可能性がありますが、その対策が防火水槽の設置であると認識しております。
- 髙橋委員 状況はサイロと違うと思いますが、破砕チップをたい肥に使うということは、 発酵した場合、高温になるし、乾燥したら燃えやすい状況はあるので、火災対策は十分に行う必要があると思います。今日の会議議題とは関係ないかもしれませんが、なぜ市は異臭の警報や予報、分析ができなかったのかということで、 都市整備課でセンサーを適度なところに付けるなどの対応が必要かなと思いました。この事業については、対策がしてあるということですが、都市計画として検討すべきことがあるのかなと感じています。
- 事務局(吉田) この場で、市としての今後の対応をお答えするができないことはご理解ください。火災による異臭など、環境影響があることについては、都市整備課だけではなく、環境管理課等の部署と連携する必要があります。
- 正能委員 昨年の事故のことは十分理解してないところがありますが、条例の中で市が検討し、適合していると一定の判断をされていると思います。その判断は、こういう基準に則っていて、火災等の異常時に発生した悪臭については条例に規定されていない、という整理になるのかなと思いますがいかがでしょうか。
- 事務局(吉田) 条例については通常の運営に係るものについて判断しているものと認識しています。
- 正能委員 判断基準をしっかり残しておかないと、悪臭については一応対応できています、みたいな記録になってしまわないかということが心配で発言しています。 こういう基準に則って判断していて、条例の中では異常時は考慮されてない、 ということをしっかり残しておいた方がよろしいのかなと思います。

- 事務局(吉田) 現段階では、建築基準法上の敷地の位置の適格性についてご審議いただき、51条の許可後に、処理施設や開発の許可手続に進んでいきますので環境影響などはこの後の段階でしっかりと協議されていくものと認識をしております。
- 榎本委員 適合性の状況について、提案する根拠を示してほしい。騒音にしても、規制 値が60、予想値が60と上限の数値が書いてあるだけで、そのほかの項目に ついても根拠はありますか。
- 説明員(寺西副課長) 環境の環境法令との基準、適合状況については、事前に環境アセスメント調査行っており、千葉県廃棄物指導課において諸状況を勘案・検討し、判断しています。騒音でしたら、破砕機の設置場所によって計算上の騒音レベルを事前に検討することができます。騒音と振動の値が上限値となっているのは、環境基準に合うような場所に破砕機を配置するということです。悪臭については、定量的な数字が出せるものがなく、類似施設の臭気濃度から判断しています。また、処理するものは木材で、悪臭を発生させるものではなく、先ほどたい肥と申し上げましたけれども、牛糞や鶏糞等を混ぜて積極的に発酵させる場所ではないので問題ないと思います。
- 三浦委員 数値として出してもらわないと審議できない。また、産廃も破砕するという ことでは話が違ってくると思います。一度許可を出してしまうと、その後、許 可時にはなかった品目の受け入れをしてしまうんじゃないかという不信感が地 元にはあります。
- 説明員(寺西副課長) 産廃ですが、木くずとしての産廃しか受け入れません。産業廃棄物とは事業活動によって生じた廃棄物で、ここでは開発行為等に伴い伐採した木や伐根した木の根、刈り取った草などがあたります。処理するものは木くずであって、瓦礫や廃プラスチックなど、他のものを混ぜて破砕することはありません。
- 三浦委員 我々の言っている産業廃棄物、いわゆるプラスチックなどは一切ないという ことですね。
- 説明員(寺西副課長) 建築指導課では建設リサイクル法も一部所管していますが、解体工事などの際は、分別をしています。柱、はりとか、木でできている部分を 綺麗に分けたものを産業廃棄物として処理することになります。
- 榎本委員 現状、主な受け入れ元はどこですか。また、これだけの大きな破砕機が必要

になるということは、今後は県外のものも受け入れるということですか。

- 説明員(寺西副課長) 現在は一般廃棄物しか扱っていませんが、受け入れ元は主に袖 ケ浦市役所、近隣市町村、千葉県君津土木事務所等で、道路管理や公園の維持 管理で発生したものなどを受け入れてると聞いております。今後は、建物の解 体で発生した木材などを近くの開発事業者から、受け入れることを想定してい るようです。
- 榎本委員 昨年にチップの火災が起きた経験から、起きてから規制するのではなく、ある程度想定されるものは気を付けるべきだと思います。県の方はどこまで指導 しているんでしょうか。
- 宮田委員 今回、この審議会に付議されている内容は、この事業場の許可のプロセスのすべてを任されているんですか。我々が今、この都市計画審議会で判断すべきなのは、その全体の中の一部分だと思いますが、そこの話がないと、持って来るものは何ですかとか、全体の話になっています。議決するのに足りる説明がなされていないので、委員からいろんな話が出てきていると思いますが、そのあたりはいかがですか。
- 事務局(鈴木) 本件の審議内容は、敷地の位置の適格性です。悪臭や振動などの環境 影響は、所管の組織が審議することになり、許可後に違反があった場合などは、 所管する部署により稼働後の立ち入り検査、指導等を行います。今回の内容は、 多くの法令上の許可が必要になってきますので、所管する県なり市なりの部署 がそれぞれの項目について責任を持って審査・管理をしていくという前提で、 ご審議いただきたいと思います。
- 宮田委員 本都市計画審議会での判断は、最終的な決定のプロセスのうち、どの位置に あるんでしょうか。その流れを示してください。
- 説明員(寺西副課長) ある程度公共的に必要なものであって、周囲への影響が大きい処理施設のような施設は、本来、都市計画でその位置を定め、広く周辺住民等へ周知する必要があります。これに代わる手続として、既決定の都市計画等に支障がないかという観点で、都市計画決定の基準に近い内容で51条の許可基準を定めています。この審議会では、全てを審議するということではなく、当該許可基準に照らして敷地の位置が都市計画区域内の市街化調整区域のこの場所でいいでしょうかということになります。その後の手続ですが、51条許可が得られましたら、立地基準を満たしたということで、開発審査会にかけて開

発許可の手続を行い、道路等の造成工事を行い、事務所と倉庫について建築確認を取って建築します。また、環境部局の方で廃棄物処理施設としての許可もとる必要があります。今回審議をお願いしているのは、その入口の最初の一歩ということでございます。

- 宮田委員 資料3-6概要書の審議の指標のうち、敷地の位置の適格性、搬入計画の妥 当性が今回判断すべきものだということですか。施設計画については、別のと ころで判断がなされるという考え方ですか。
- 説明員(猿田班長) 資料3-6の審査指標に関しては、51条の許可の審査指標ですので、全ての項目が今回の審査内容になります。廃棄物処理法の方でも、一般廃棄物処理施設の設置にあたり、施設計画の妥当性、環境対策、維持管理に関する審査を行っております。51条の許可の中では、施設計画の妥当性については、建築基準法に基づく建築物の適合性、廃棄物処理法に基づく施設の処理能力に対して、廃棄物の保管施設や処理施設、駐車スペース、緑地が敷地内に適切に配置されているかどうかということを審査しています。
- 榎本委員 51条ただし書きについての適合性については問題ないと思いますが、これが入口ということですので、論点は広がるかもしれませんが地元の者として、いろいろ危惧することがあり、細かいことを聞いています。事故が起きてからでは問題になりますから、県も仮に許可をしたとしても、その後はしっかり監視していくようにお願いします。
- 磯野副会長 搬入計画の妥当性について、搬出入路は敷地南の道路を検討されているようですが、当該敷地北側にも道路形状のようなものが記されています。そちらは搬入経路として設定がないから検討されないのか、取り付けがあるように見えて、取り付けがないので検討が不要な経路なのか、その辺の経路の検討はされていますか
- 説明員(寺西副課長) 敷地北側の道は赤道で、私有地の土取り場の中を通って市道に接続していますが、土取り場の出入り口にはゲートがあり一般車両は基本的には通れません。東側にも道がありますが、こちらも林道、私道、赤道となっていて、物理的には通れますが、大型車両が通るのは難しいことから、搬出入は南側の国道409号から今回造成する9mの道路を通る経路となっております。
- 磯野副会長 計画地の西側に擁壁が設置されているのが見て取れますが、こちらついて は既に基準に適合しているものかと思います。今回の破砕機等の増設と増設に

伴う処理前後の廃棄物の増加により擁壁上部への荷重が増えるかと思いますが、 これについては、荷重がこの擁壁にかからないのか、かかっても擁壁の構造上 支障がないというところで今回の位置に問題がないという判断されたのか、確 認させていただきたいんですが。

- 説明員(寺西副課長) 敷地の西側については、過去に林地開発の手続をして造成した 法面で、勾配は段を作って30度で造成してあります。擁壁はありません。
- 磯野副会長 2年ほど前に熱海での土砂災害がありました。今回の位置的に、もしここで、超大な荷重がかかって土砂が流れた際に、地形的に西側の民家が被害にあわないか心配でしたが、30度であれば、県のがけ条例等の土砂の流出角度には適合しているかと思いますので、支障ないとご判断されたということですね。
- 三浦委員 最初に手続のフローがあるとよかったと思います。適合状況について、調査・ 審査は既に行っているということでよろしいですか。
- 説明員(寺西副課長) 資料3-6の一番下のコメ印に記載のとおり、生活環境影響評価調査は既に実施されています。
- 三浦委員 受け入れ元として袖ケ浦市とありましたが、市からここに委託するという話があるんですか。
- 事務局(鈴木副参事) 現在、市内には日5トン未満のここしか処理場がなく、街路樹の剪定や道路の除草で発生した廃棄物は市外の処理場を利用しています。道路部局は剪定や除草を行う事業者に委託をしており、委託業者が処理施設に搬入を行っていますが、この処理施設で処理することができれば、運搬距離が短くなり、市が支払う委託料も減ってくるということを伺っていますが、すでにそのように決定しているというものではありません。
- 三浦委員 この会社は、大丈夫なんですよね。
- 説明員(寺西副課長) 建築基準法51条の許可申請の中では、事業者の資本金や沿革 など、事業者自体を審査する内容がないので把握していません。
- 山口委員 こういう事業を行うことについて会社の信用というのは非常に大事だと思いますが、この会社が、以前に違反があったとか、この代表が何か違反したとか、 その辺の状況については調べてはいないのでしょうか。

説明員(寺西副課長) 事業者の欠格要件、企業としての事業の継続性などは、千葉県 廃棄物指導課でチェックがされております。

山口委員 チェックがされているってことは、問題ないということでよろしいですね。

- 説明員(寺西副課長) 事業者は廃棄物指導課との事前協議を終えています。今後、そ ちらの方も許可手続に移行すると思います。
- 鬼塚会長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので質疑を終結いたします。 本件については原案のとおり可決し、その旨を知事へ答申することに異議はご ざいませんでしょうか。

《異議なしの声》

鬼塚会長 異議がないようですので「建築基準法第51条ただし書きの規定による処理施設 (一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(袖ケ浦市)について」は、原案のとおり可決し、知事へ答申することに決定いたしました。説明員の皆さん、ありがとうございました。続きまして、議題4、その他について事務局から何かありますか。

事務局(鈴木副参事) 特にございません。

鬼塚会長 その他、委員の皆様からご意見等はございますか。ないようですのでそれでは、本日予定しました議題は滞りなく、全て終了いたしました。ご協力ありが とうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局(佐藤部長) 【委員任期最後の審議会につき、お礼の挨拶】

事務局(鈴木副参事) 鬼塚会長、委員の皆様、ありがとうございました。委員の皆様には議事録を作成するにあたり、発言内容の確認をいただき、その後、議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、ご了承をお願いいたします。また議事録については市のホームページ等で公開することを申し添えさせていただきます。それでは、以上をもちまして第4回袖ケ浦市都市計画審議会を終了させていただきます。慎重審議どうもありがとうございました。

【閉会】 (12時20分)

上記会議のてん末を証するために署名する。

令和 6年 2月 2日

会長 鬼 塚 传 弘 署名委員 模 本 雅 可

署名委員 下於/ 族中



令和5年度 第4回 袖ケ浦市都市計画審議会

日 時 令和6年1月12日(金)

午前10時から

場 所 袖ケ浦市役所

中庁舎4階第二委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事録署名人の選出
- 5 議 事
 - (1) 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条第1項の規定による土 地の区域の指定について(付議) 【資料1】
 - (2) 袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更について(付議) 【資料2】
 - (3) 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(袖ケ浦市)について(付議) 【資料3】
 - (4) その他
- 6 閉 会

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条 第1項の規定による土地の区域の指定について

「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例(以下「県条例」という。)」 の施行に合わせ、市街化調整区域において県条例で指定する土地の区域を図面等によ り明確化を図るよう、県から区域指定方針が示されたことから、市は区域指定の手続 きを進めております。

今回、県より区域指定を行う「区域原案」の協議を受けたことから、本審議会へ付議するものであります。

(1) 区域の指定手続きについて

- ・裏面、「区域の指定手続きフロー図」参照
- ・今後の予定について

令和6年1月12日 市都市計画審議会付議

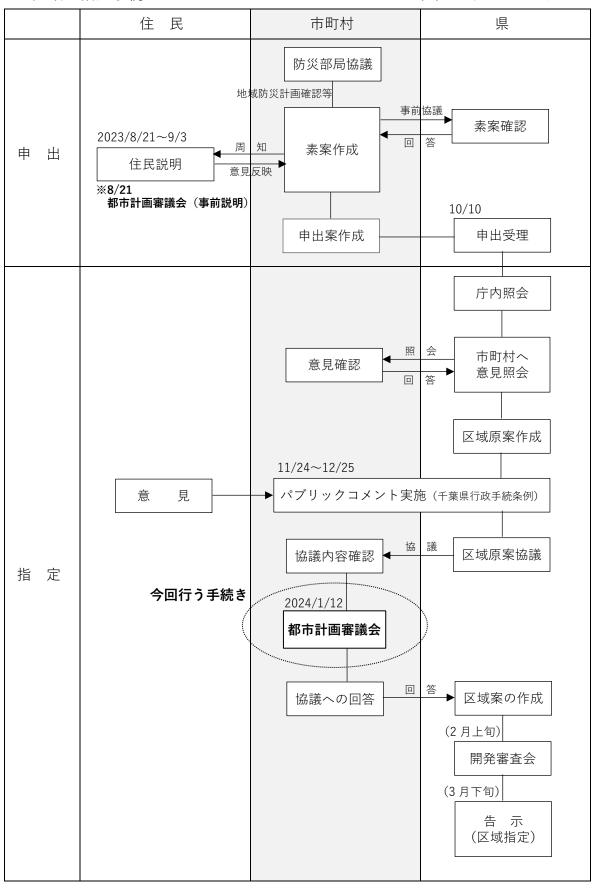
2月上旬 県開発審査会への意見聴取

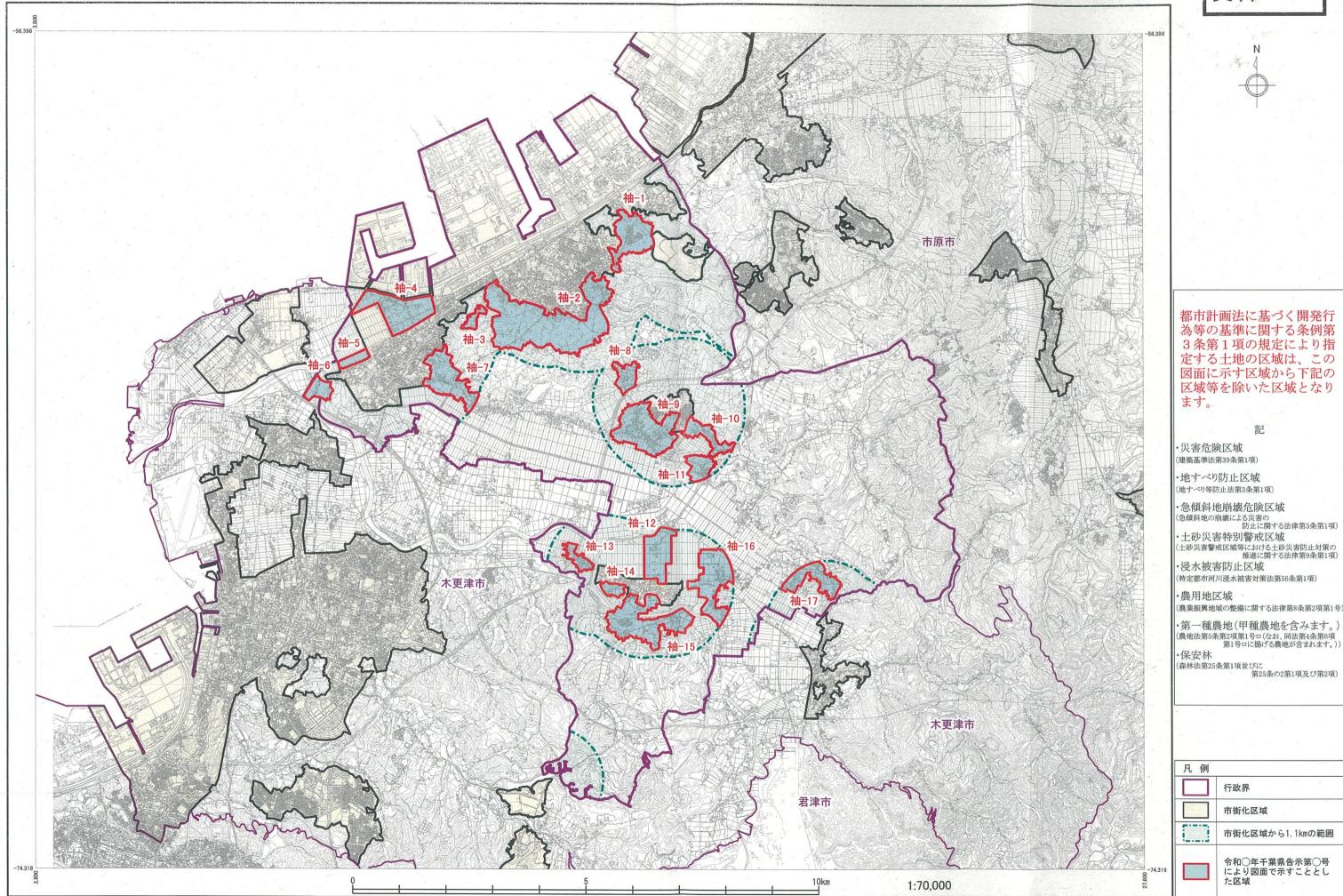
3月下旬 区域指定の告示(県報登載)

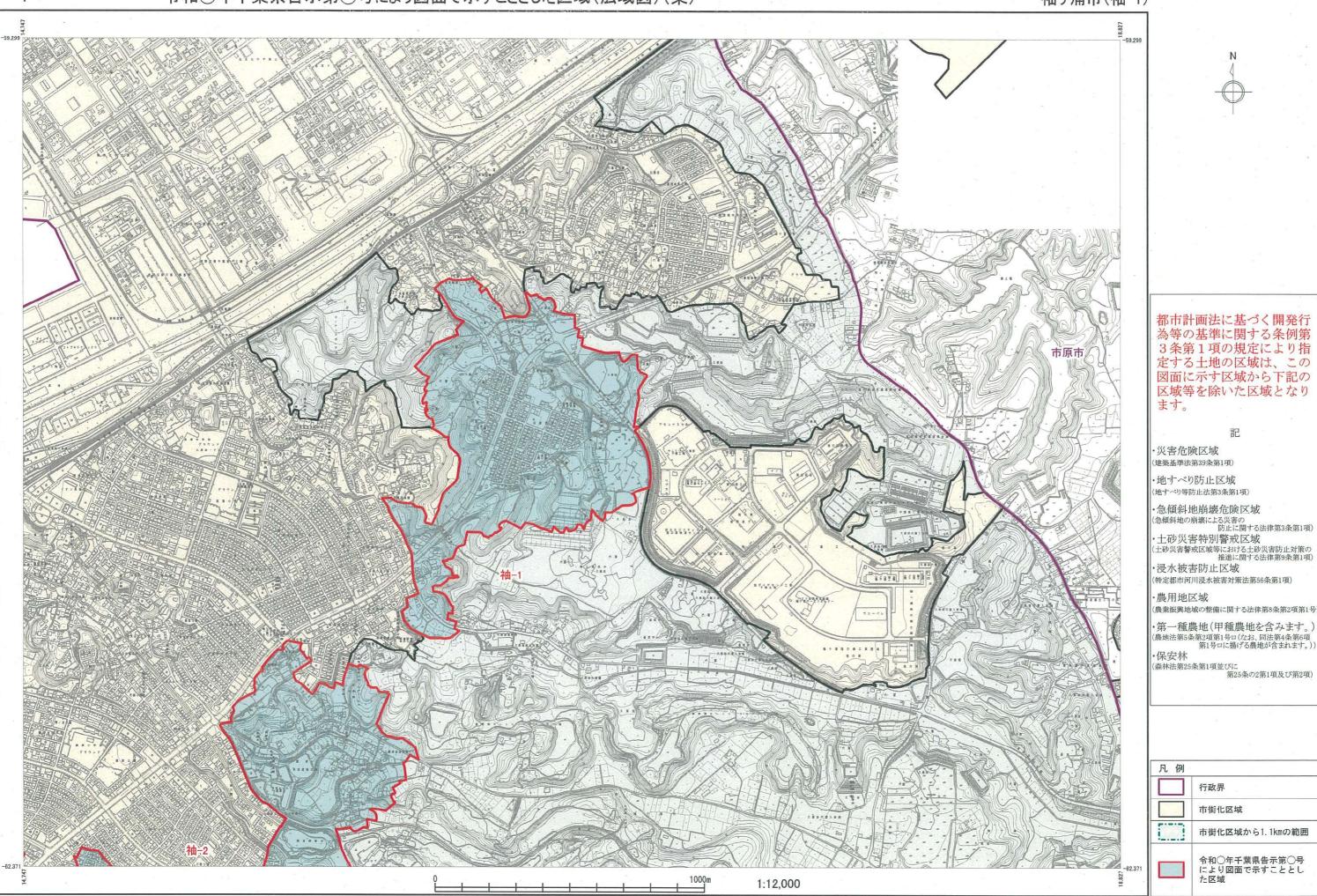
4月1日 施行

(2) 区域原案について

「資料1-2」参照





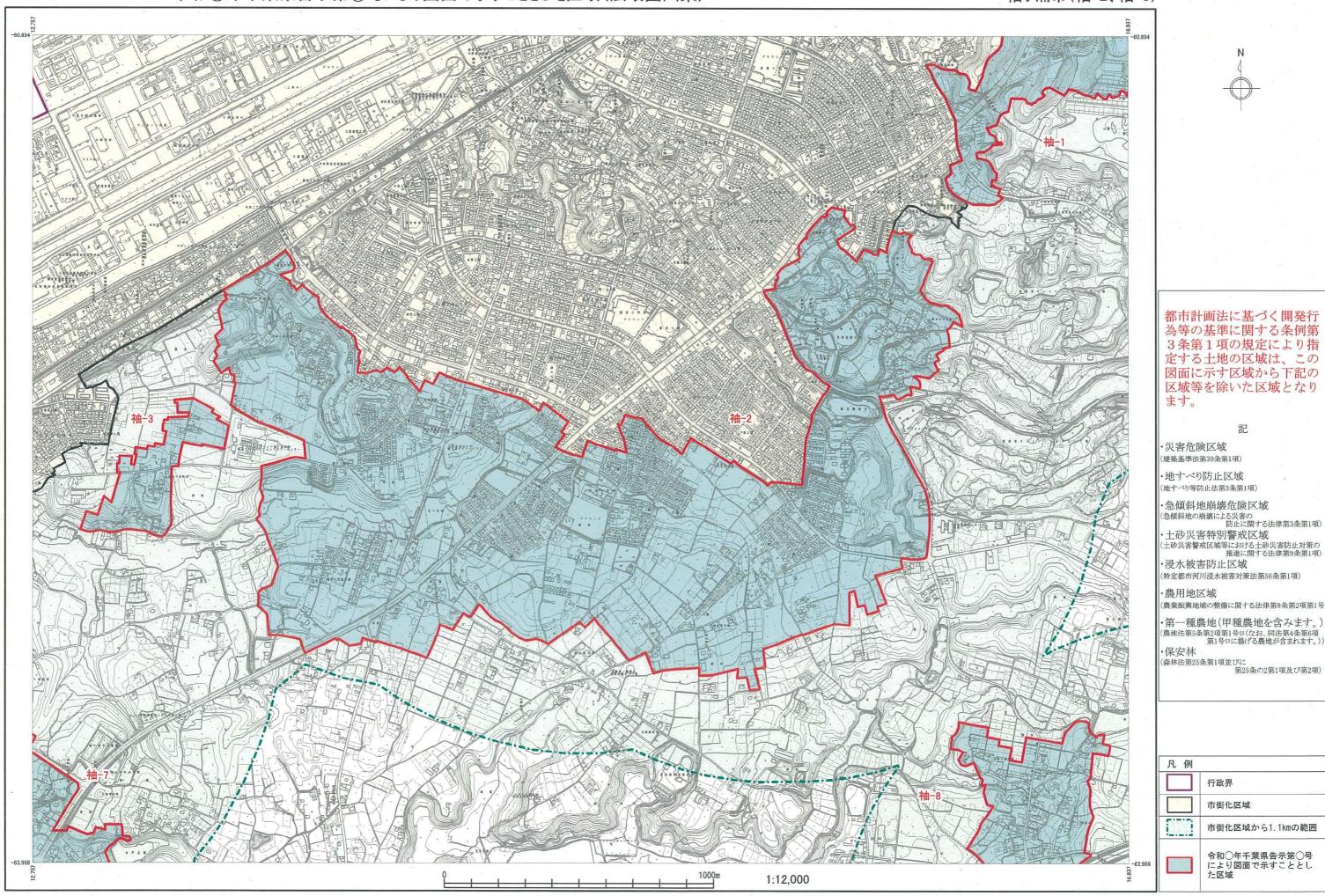


為等の基準に関する条例第 3条第1項の規定により指 定する土地の区域は、この 図面に示す区域から下記の 区域等を除いた区域となり

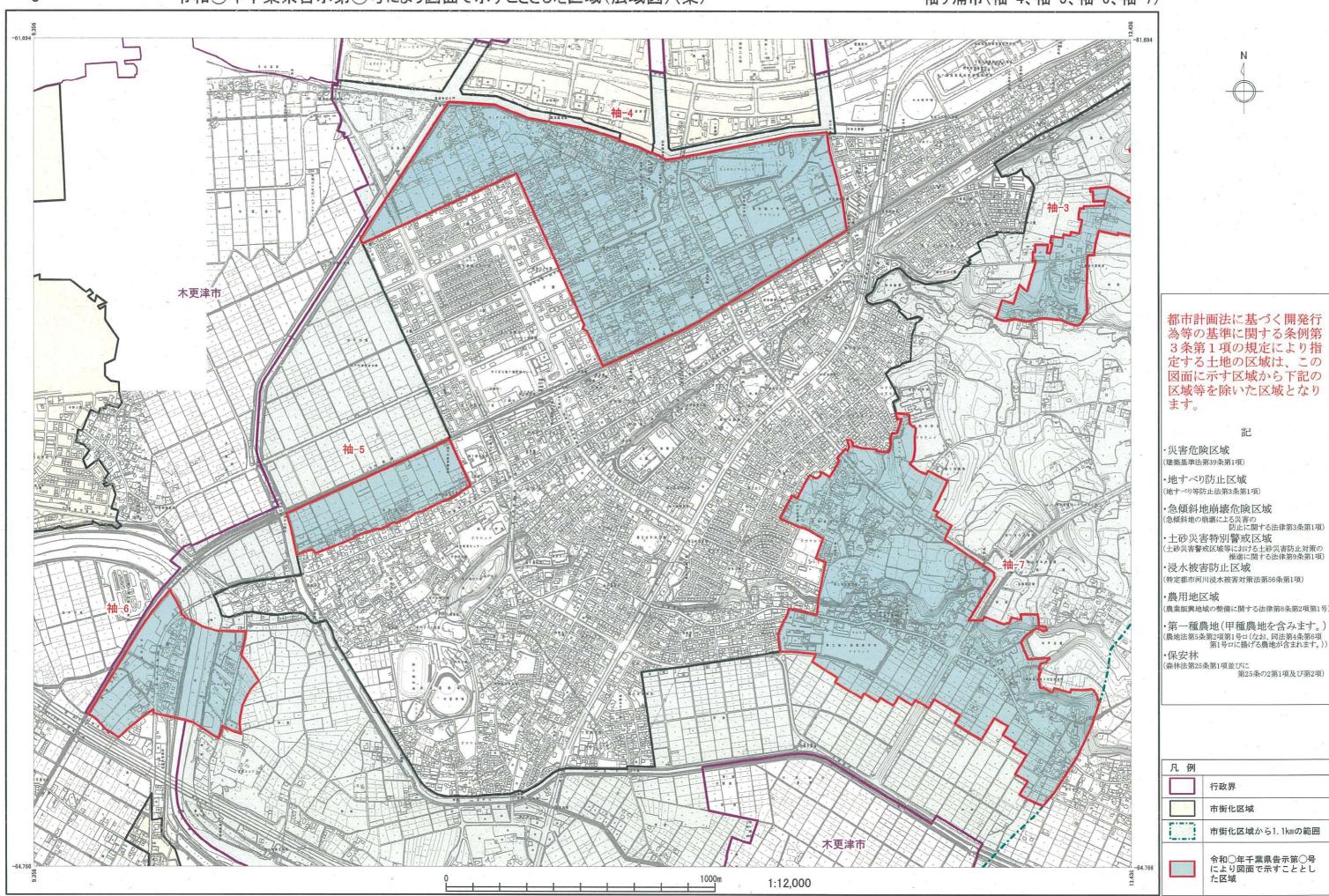
- (特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
- (農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
- ・第一種農地(甲種農地を含みます。) (農地法第5条第2項第1号ロ(なお、同法第4条第6項 第1号ロに揚げる農地が含まれます。))

凡例	
	行政界
	市街化区域
	市街化区域から1.1kmの範囲
	令和○年千葉県告示第○号 により図面で示すこととし

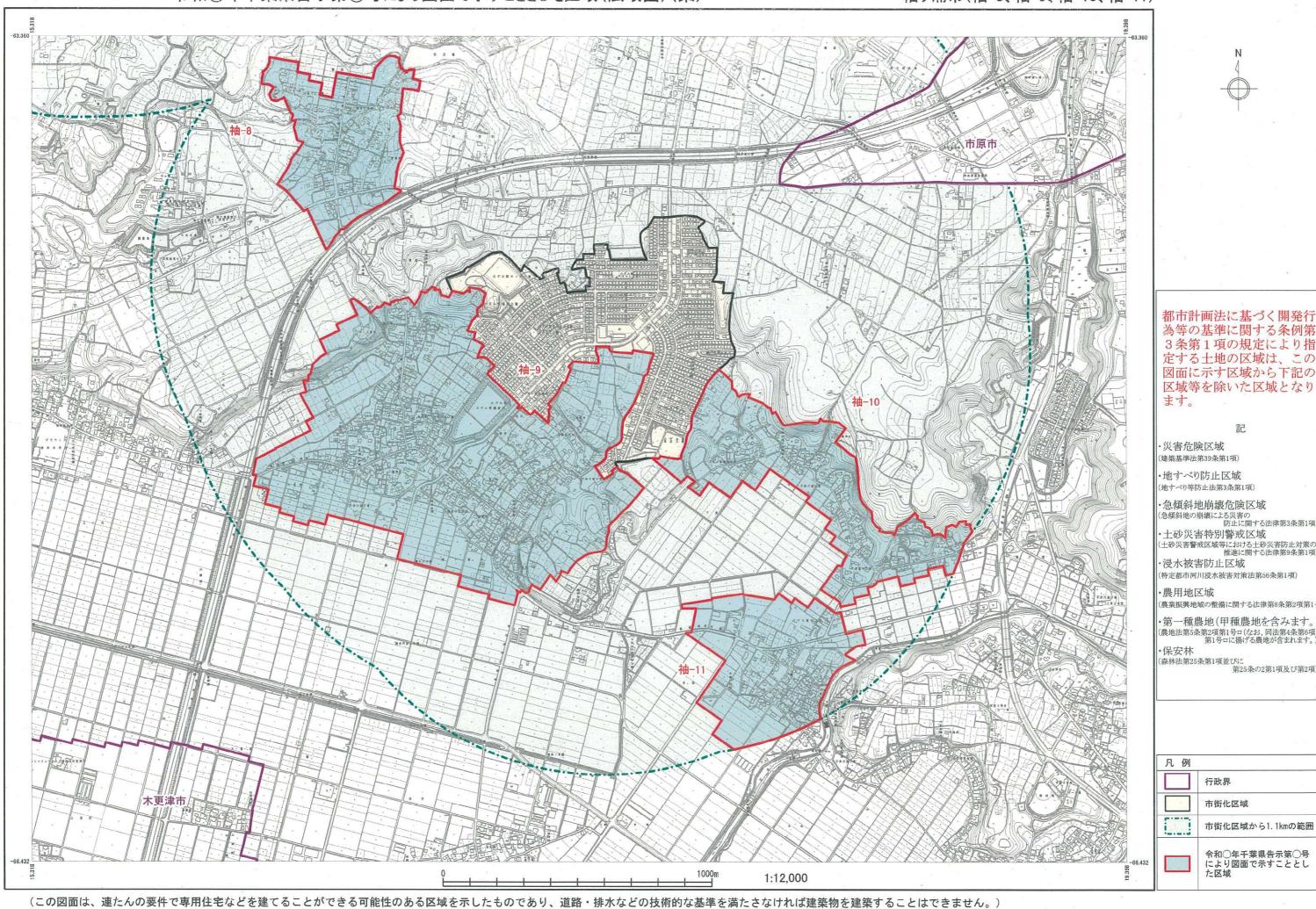
(この図面は、連たんの要件で専用住宅などを建てることができる可能性のある区域を示したものであり、道路・排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません。)



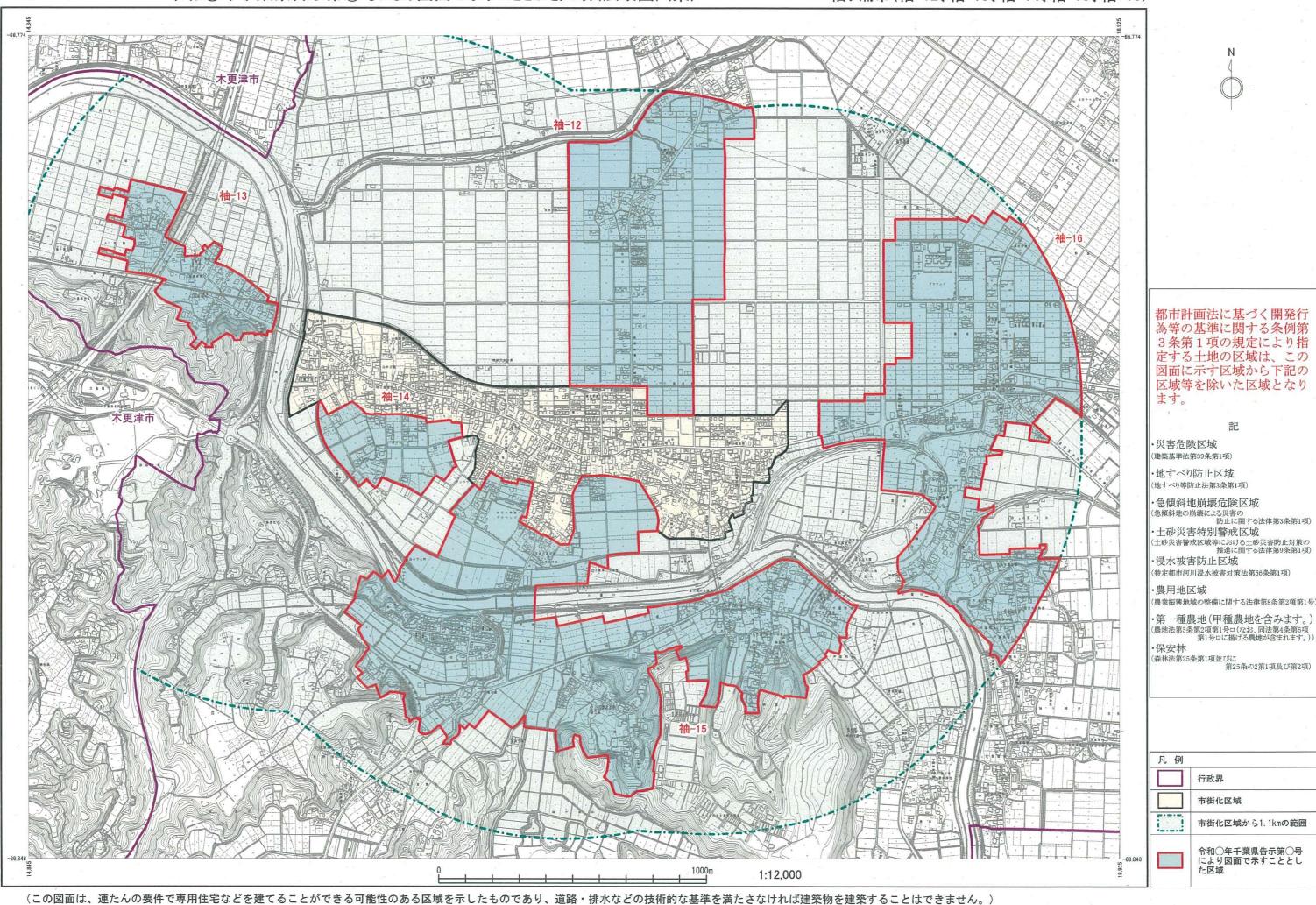
(この図面は、連たんの要件で専用住宅などを建てることができる可能性のある区域を示したものであり、道路・排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません。)

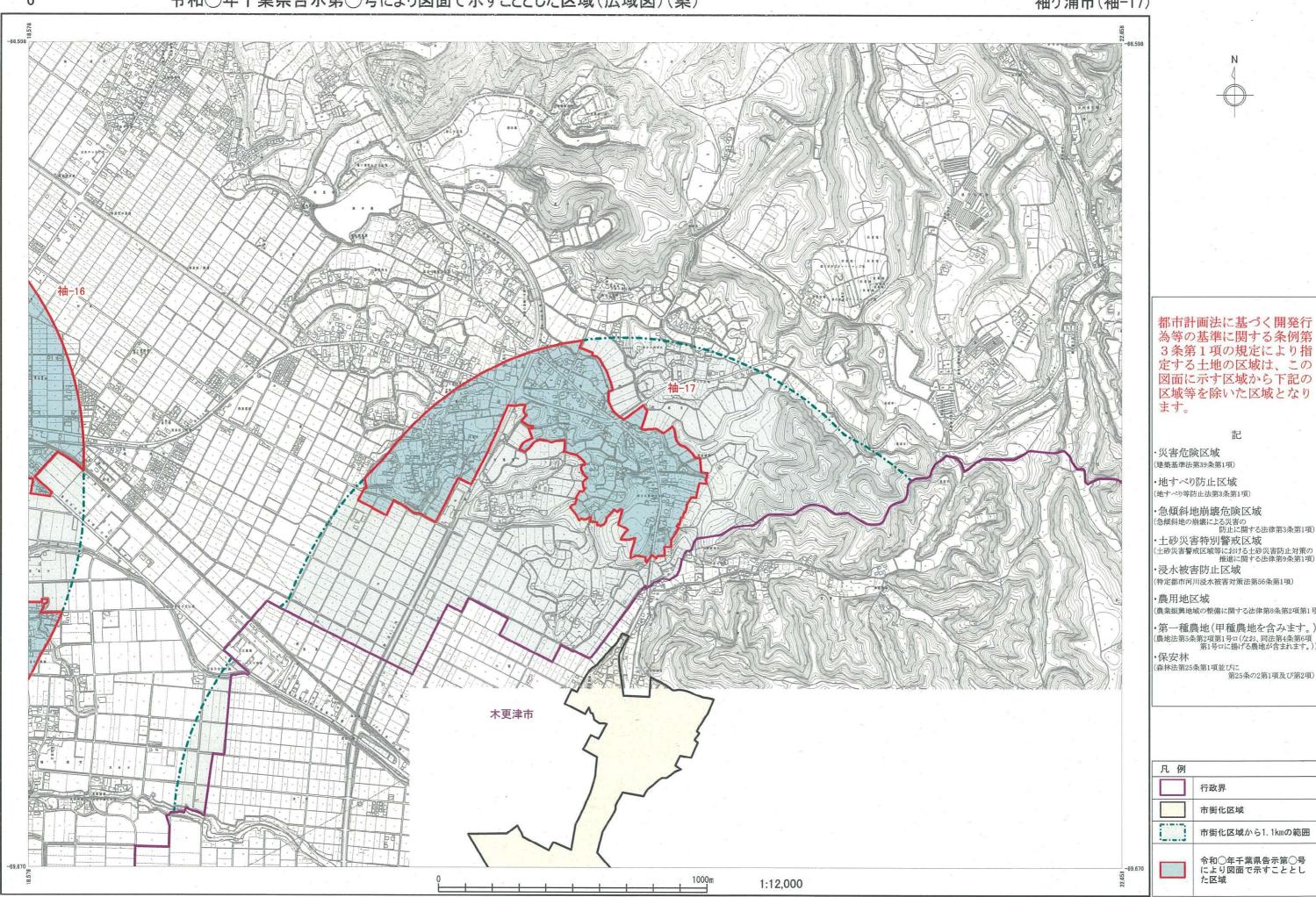


(この図面は、連たんの要件で専用住宅などを建てることができる可能性のある区域を示したものであり、道路・排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません。)



都市計画法に基づく開発行 為等の基準に関する条例第 3条第1項の規定により指 定する土地の区域は、この 図面に示す区域から下記の 区域等を除いた区域となり (急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律第3条第1項) ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律第9条第1項) (農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号 第一種農地(甲種農地を含みます。) (農地法第5条第2項第1号ロ(なお、同法第4条第6項 第1号ロに揚げる農地が含まれます。) (森林法第25条第1項並びに 第25条の2第1項及び第2項) 市街化区域から1.1kmの範囲





都市計画法に基づく開発行 為等の基準に関する条例第 3条第1項の規定により指 定する土地の区域は、この 図面に示す区域から下記の 区域等を除いた区域となり

- · 災害危険区域 (建築基準法第39条第1項)
- ・地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項)
- ·急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律第9条第1項)
- ·浸水被害防止区域
- (特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
- (農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
- 第一種農地(甲種農地を含みます。) (農地法第5条第2項第1号ロ(なお、同法第4条第6項 第1号ロに揚げる農地が含まれます。)
- *1木又 イヤト (森林法第25条第1項並びに 第25条の2第1項及び第2項)

凡例	F2
	行政界
	市街化区域
	市街化区域から1.1kmの範囲
	令和○年千葉県告示第○号 により図面で示すこととし た区域

(この図面は、連たんの要件で専用住宅などを建てることができる可能性のある区域を示したものであり、道路・排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません。)

袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更について

1. 変更の概要

久保田第15生産緑地地区について、生産緑地地区の指定後30年を経過したことにより、買取りの申出が行われましたが、申出後3か月以内に買取りが行われず、所有権は移転されなかったため、当該生産緑地地区の全部の行為制限が解除されました。

このため、都市計画の変更(当該生産緑地地区の廃止)を行うものです。

対象地区	久保田第15生産緑地地区
面積の増減	△約0. 39ha
土地の区域	袖ケ浦市久保田の一部

2. 生産緑地地区について

(1) 生産緑地地区とは

生産緑地地区は市街化区域内にある農地等で公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の形成に役立つ農地等を計画的に保全するために、農業の継続が可能と認められるものについて指定しています。

(2) 生産緑地地区の指定

生産緑地地区は、農業が営まれているなど一定の要件を満たす一団の農地などについて、市が都市計画の手続を経て指定します。ただし、指定には、農地の所有者その他の利害関係人全員の同意が必要です。

く指定要件>

- ① 生活環境機能を備え、将来の公共施設用地として適していること。
- ② 500 ㎡以上の農地等であること。
- ③ 農林漁業の継続が可能であること。

(3) 指定後の規制、優遇措置等

- ① 農地等として管理することが義務づけられ、農地以外には利用できなくなります。
- ② 一定の農業用施設等を除き、建築物などの新築、増改築などの行為は許可されません。
- ③ 税制上の優遇措置が受けられます。(固定資産税、相続税など。)
- (4) 買取り申出制度(生産緑地法(以下「法」)第 10 条、第 10 条の5)
 - ① 次の場合に、市長に対して買取りの申出ができます。
 - ア 生産緑地に指定されてから30年経過したとき。
 - イ 特定生産緑地に指定されてから10年が経過したとき。
 - ウ 農業の主たる従事者が死亡したとき、又は農業に従事することを 不可能とさせるような故障が生じたとき。
 - ② 買取りの申出があった場合、市長は生産緑地を時価で買取ることを 検討します。(法第 11 条)

県等に照会した結果、県や市が自ら買取らない場合、市長は他の農業従事者にあっせんを行います。

③ 買取りの申出から3か月以内に買取りが行われず、所有権が移転しなかった場合には、管理・行為の制限が解除されることになります。 これにより、建築物の建築等が可能となります。(法第14条)

3. 変更案及び縦覧結果について

(1) 変更案について

袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更(袖ケ浦市決定)

袖ケ浦都市計画生産緑地地区中37号久保田第15生産緑地地区を次のように変更する。

	名 称		
番号	生産緑地名	面積	備考
3 7	久保田 第15生産緑地地区	— ha	廃止
	合計	— ha	廃止

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由:生産緑地地区の指定後30年経過による行為制限の解除により、都市 計画の変更を行うものである。

【変更の内訳総括表】

	今回の変更に関する区域			生産緑地の全体の内訳表				
Id. F. Mr.	\ ^ 1-	4 .	T # 0 14 14	変列	更後	変	更前	
地区数	追加	廃止	.加 廃止 面積の増減 	面積の増減	地区数	合計面積	地区数	合計面積
1 地区	_	約 0.39ha	△約 0.39ha	54 地区	約 6.91ha	55 地区	約 7.3ha	

袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更理由

生産緑地地区は、市街化区域内において農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成に資することを目的として指定しています。

生産緑地地区として指定された農地等は、行為の制限を受けます。

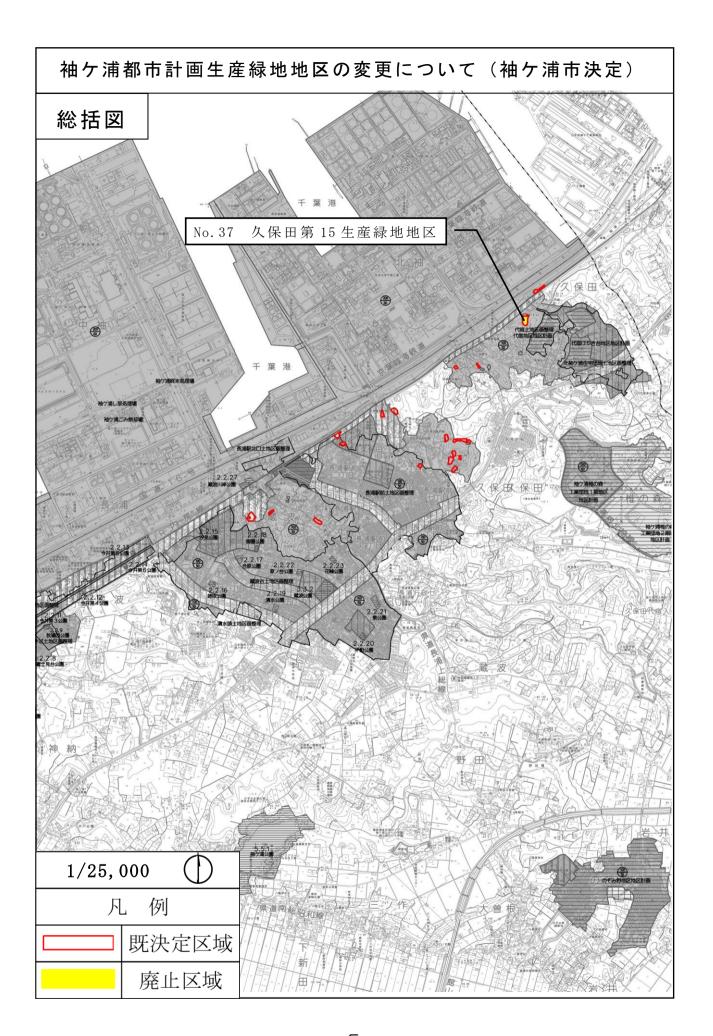
しかし、生産緑地地区の指定後30年を経過したとき又は農業の主たる従事者が死亡若しくは農業に従事することが不可能になったとき、土地所有者は市町村長に対し、買取り申出をすることができます。

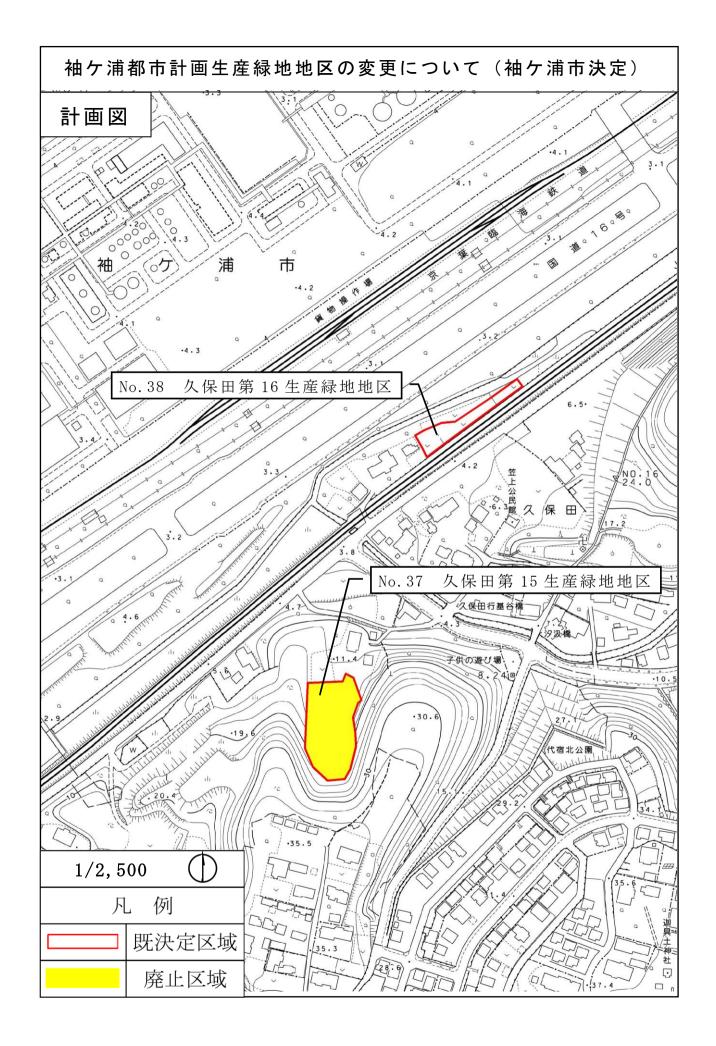
この買取り申出が行われ、地方公共団体等で買取りができない等の事由により、申出後3か月以内に所有権が移転しない場合は、行為の制限が解除されます。

久保田第15生産緑地地区について、生産緑地地区の指定後30年を経過したことにより、法第10条に基づく買取りの申出が行われましたが、申出後3か月以内に買取りが行われず、所有権は移転されませんでした。これにより法第14条の行為の制限が解除となったため、当該生産緑地地区を廃止するものです。

都市計画を定める土地の区域

袖ケ浦市久保田の一部





(2) 縦覧結果について

縦覧期間:令和5年12月8日から同月22日まで

縦 覧 者 : O人 意 見 書 : なし

3. 今後の予定

袖ケ浦都市計画生産緑地地区の変更

事項	時期	備考
市都市計画審議会(付議)	令和6年1月12日	
千葉県知事への協議の申出	令和6年1月	予定
千葉県知事の協議回答	令和6年2月	予定
都市計画変更の決定告示	令和6年3月	予定

袖ケ浦都市計画生産緑地地区の一覧表

番号	名 称 生産緑地名	面積	備考
<u> </u>	奈良輪第1生産緑地地区	約 0.05 ha	
2	坂戸市場第1生産緑地地区	дэ олоо на —	R5. 9. 29 廃止 △約0. 06ha
3	坂戸市場第2生産緑地地区	約 0.07 ha	
4	坂戸市場第3生産緑地地区	д., о.о. на —	H29. 6. 30 廃止 Δ約0. 06ha
5	坂戸市場第4生産緑地地区	_	H29. 6. 30 廃止 △約0. 18ha
6	坂戸市場第5生産緑地地区	約 0.05 ha	
7	坂戸市場第6生産緑地地区	約 0.16 ha	
8	坂戸市場第7生産緑地地区		H29. 6. 30 廃止 △約0. 48ha
9	坂戸市場第8生産緑地地区	約 0.42 ha	R5. 9. 29 一部廃止 △約0. 05ha
10	坂戸市場第9生産緑地地区	_	H29. 6. 30 廃止 △約0. 31ha
11	坂戸市場第10生産緑地地区	約 0.07 ha	
12	坂戸市場第11生産緑地地区	約 0.05 ha	
13	神納第1生産緑地地区	約 0.06 ha	
14	神納第2生產緑地地区	約 0.12 ha	
15	神納第3生産緑地地区	約 0.14 ha	
16	神納第4生産緑地地区	_	H20. 6. 10 廃止 Δ約0. 06ha
17	神納第5生産緑地地区	約 0.08 ha	
18	神納第6生産緑地地区	約 0.06 ha	
19	蔵波第1生産緑地地区	約 0.19 ha	R5. 9. 29 一部廃止 △約0. 02ha
20	蔵波第2生産緑地地区	約 0.07 ha	H10. 4. 28 一部廃止 △約0. 01ha R5. 9. 29 地積更正 約0. 02ha 一部廃止 △約0. 02ha
21	蔵波第3生産緑地地区	_	R5. 929 廃止 △約0. 12ha
22	蔵波第4生産緑地地区	約 0.15 ha	
23	久保田第1生産緑地地区	約 0.14 ha	
24	久保田第2生産緑地地区	約 0.12 ha	
25	久保田第3生産緑地地区	約 0.14 ha	
26	久保田第4生産緑地地区	約 0.17 ha	
27	久保田第5生産緑地地区	約 0.05 ha	
28	久保田第6生産緑地地区	約 0.27 ha	R5. 9. 29 一部廃止 △約0. 02ha
29	久保田第7生産緑地地区	約 0.10 ha	
30	久保田第8生産緑地地区	約 0.17 ha	
31	久保田第9生産緑地地区	約 0.06 ha	
32	久保田第10生産緑地地区	約 0.10 ha	
33	久保田第11生産緑地地区	約 0.08 ha	
34	久保田第12生産緑地地区	約 0.06 ha	
35	久保田第13生産緑地地区	約 0.07 ha	

36	久保田第14生産緑地地区	_	R5. 9. 29 廃止 Δ約0. 07ha
37	久保田第15生産緑地地区	-	R5. 9. 29 一部廃止 △約0. 05ha R6. 3. ● 廃止 △約0. 39ha
38	久保田第16生産緑地地区	約 0.08 ha	
39	代宿第1生産緑地地区	_	R5. 9. 29 廃止 Δ約0. 10ha
40	代宿第2生産緑地地区	_	H10. 4. 28 廃止 Δ約0. 24ha
41	代宿第3生產緑地地区	_	H10. 4. 28 廃止 Δ約0. 10ha
42	代宿第4生産緑地地区	_	H10. 4. 28 廃止 Δ約0. 24ha
43	福王台3丁目第1生産緑地地区	_	H26. 9. 30 廃止 Δ約0. 05ha
44	福王台4丁目第1生産緑地地区	約 0.05 ha	
45	久保田1丁目第1生産緑地地区	約 0.12 ha	
46	久保田2丁目第1生産緑地地区	約 0.10 ha	
47	今井第1生産緑地地区	約 0.10 ha	
48	横田第1生産緑地地区	約 0.32 ha	
49	横田第2生産緑地地区	約 0.22 ha	
50	横田第3生産緑地地区	約 0.10 ha	
51	横田第4生産緑地地区	約 0.24 ha	R5. 9. 29 一部廃止 △約0. 05ha
52	横田第5生産緑地地区	_	R5. 9. 29 廃止 Δ約0. 05ha
53	横田第6生産緑地地区	約 0.20 ha	
54	横田第7生産緑地地区	_	H13. 3. 6 廃止 △約0. 16ha
55	横田第8生産緑地地区	約 0.09 ha	
56	横田第9生産緑地地区	約 0.21 ha	
57	横田第10生産緑地地区	約 0.21 ha	
58	横田第11生産緑地地区	約 0.15 ha	
59	横田第12生産緑地地区	約 0.05 ha	
60	横田第13生産緑地地区	約 0.08 ha	
61	横田第14生産緑地地区	約 0.11 ha	
62	横田第15生産緑地地区	約 0.11 ha	
63	横田第16生産緑地地区	約 0.08 ha	
64	横田第17生産緑地地区	約 0.18 ha	
65	横田第18生産緑地地区	約 0.21 ha	
66	横田第19生産緑地地区	約 0.10 ha	
67	横田第20生産緑地地区	_	R4. 9. 30 廃止 Δ約0. 14ha
68	横田第21生産緑地地区	約 0.11 ha	
69	横田第22生産緑地地区	_	H19. 7. 31 廃止 △約0. 06ha
70	横田第23生産緑地地区	_	H19. 7. 31 廃止 Δ約0. 06ha
71	横田第24生産緑地地区	約 0.16 ha	
72	坂戸市場第12生産緑地地区	約 0.07 ha	R2. 3. 31 指定
73	坂戸市場第13生産緑地地区	約 0.19 ha	R2. 3. 31 指定
合計	地区数(54地区)	約 6.91 ha	

建築基準法第51条ただし書きの許可について

都市計画区域内では・・・

卸売市場

火葬場

ごみ焼却場

一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設

など

周辺環境に大きく影響を及ぼすおそれのあるもの

原則(都市計画決定)

都市計画においてその位置が決定していなければ、新築し又は増築してはならない。

例外 (ただし書きの許可)

特定行政庁が<u>都市計画審議会の議を経て</u>、 その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて<u>許可した場合</u>は、 新築し又は増築することができる。

本案件については、袖ケ浦市都市計画審議会の答申を踏まえ、特定行政庁である千葉県が許可するものとなります。

【議案概要】(一般廃棄物処理施設)

許可対象:処理能力が5t/日を超えるもの

○現状の処理能力

破砕機① : 4.56 t/日

○変更後処理能力

破砕機① : 9.12 t/日 (部品交換による)

破砕機② : 308.00 t/日(増設)

敷地内計 : 317.12 t/日 > 5 t/日

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考	
株式会社君津興業 代表取締役 古茶 進	袖ケ浦市林字西下ケ谷		市街化調整区域	
	246番の一部、246番2の			
	一部、字東下ケ谷 247 番の	6, 651. 85 m ²		
	一部、248 番の一部、249			
	番の一部、250番の一部			

※敷地の位置は、「資料3-4位置図」のとおり。

(理由)

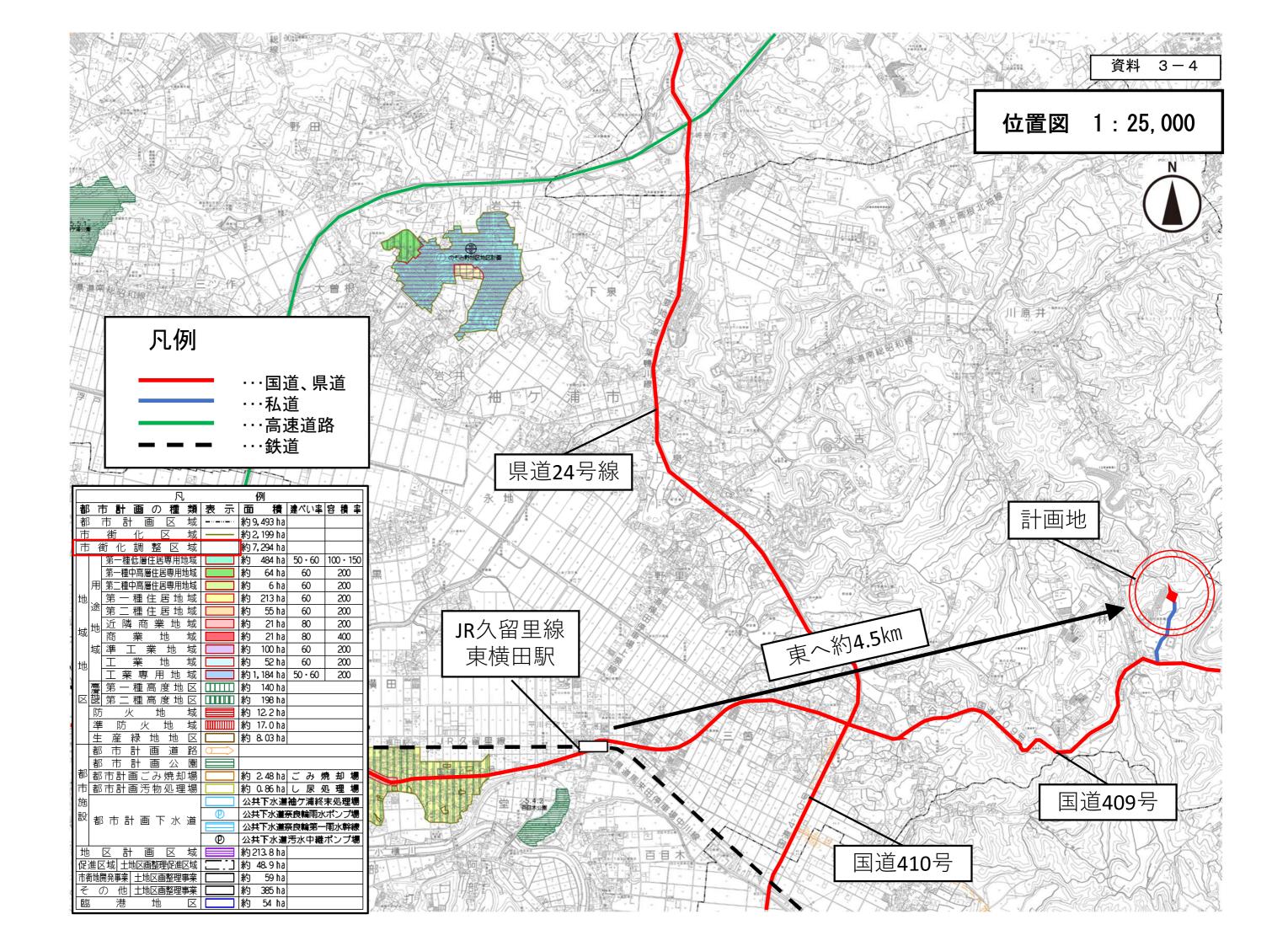
本敷地は、JR久留里線東横田駅から東に約 4.5 キロメートル離れた位置にあり、市街化調整区域に位置している。

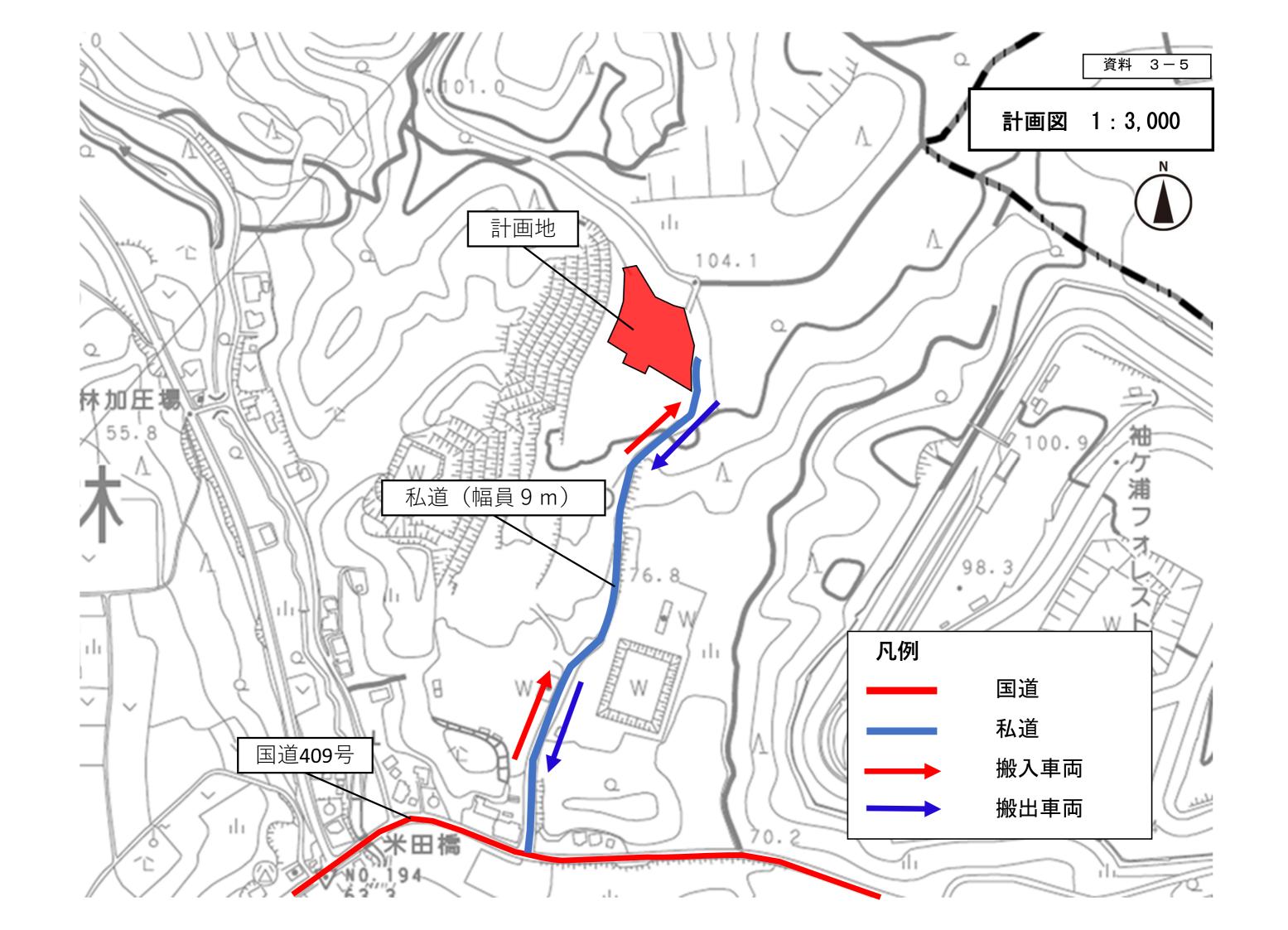
施設は、幅員9メートルの私道に接しており、車両の通行に支障がなく、 都市計画上支障がないと認められる。

※主要な搬出入経路については、「資料3-5計画図」のとおり。

計画概要書

- 1 施設の種類 一般廃棄物処理施設
- 2 施設の処理能力 破砕施設 2基 (処理品目:木くず、草、枝根、竹)
 ≪変更≫破砕機① 9.12t/日
 ≪新設≫破砕機② 308.00t/日
- 3 建築物 合計 2 棟(新設 2 棟)
- ※施設内の配置図は、「資料3-7配置図」のとおり。





令和5年度第4回袖ケ浦市都市計画審議会「議案第3号」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(袖ケ浦市)について

1 施設の概要

設置者	株式会社君津興業 代表取締役 古茶 進				
敷地面積	6,651.85 m ² 前面道路幅員 9 m				
	破砕施設 計2基(処理品目:木くず、草、枝根、竹)				
処理施設	破砕機① (変更) 9.12 t/日				
	破砕機②(新設) 308.00 t/日				

2 審査指標

敷地の位置の適格性

- ・ 県及び市の都市計画と整合している。
- ・ 申請地は市街化調整区域に位置している。
- ・ 近傍に既決定の都市施設はない。
- ・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。

搬出入計画の妥当性

- ・ 主要な搬出入経路は、幅員9mの私道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大約50台)
- ・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。

施設計画の妥当性

- ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。
- ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、 処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。
- ・ 敷地周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう高さ 1.8m の鉄板を設置 し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。
- ※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備	考	
大気汚染	大気汚染防止法	無	_	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくは しないため。	ざい煙等発生だ	施設に該当
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	-	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出す る特定施設に該当しないため。		
	袖ケ浦市環境条例	無	-	【適用除外の理由】 条例に基づくばい煙等発生施設に該当しないた め。		
	騒音規制法	無	ı	【適用除外の理由】 規制法に基づく、規制区域に該当しない。		
騒音	袖ケ浦市環境条例	有	適合	敷地境界にお [施設稼動時間 時間帯 朝(6~8時) 昼間(8~19時) 夕(19~22時) 夜間(22~6時)		予測値 - 60db - -
振動	振動規制法	無	-	【適用除外の理由】 規制法に基づく、規制区域	に該当しない	<i>(</i>)。
	袖ケ浦市環境条例	有	適合	敷地境界にお [施設稼動時間 時間帯 朝 (6~8時) 昼間 (8~19時) 夕 (19~22時) 夜間 (22~6時)		予測値 - 51db - -
悪臭	悪臭防止法	無	-	【適用除外の理由】 防止法に基づく、規制区域に該当しない。		
	袖ケ浦市環境条例	有	適合	類似施設の臭気濃度から、規制基準を満足するものと判断される。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	_	【適用除外の理由】 防止法に基づく特定施設に該当しないため。		
	袖ケ浦市環境条例	無	-	【適用除外の理由】 条例に基づく規制基準の設定なし。		

袖ケ浦市都市計画審議会委員名簿

令和5年8月1日

	氏名	選出区分	備考
会長	鬼塚 信弘	1号委員	木更津工業高等専門学校教授
副会長	ぃその ぁゃ 磯野 綾	1号委員	千葉工業大学助教
委員	がなべ きょこ 渡邉 美代子	1号委員	農業委員会委員
委員	きどころ ひでき 城所 秀樹	1号委員	東京ガス㈱袖ケ浦LNG基地所長
委員	しょうのう しゅんずけ 正能 俊輔	1号委員	東日本旅客鉄道㈱千葉支社企画総務部経営戦略ユニットユニットリーダー
委員	えのもと まさし 榎本 雅司	2号委員	市議会議長
委員	ゃまぐち すずむ 山口 進	2号委員	市議会建設経済常任委員長
委員	g 田 昌明	3号委員	千葉県君津土木事務所長
委員	荒井 仁	3号委員	千葉県君津農業事務所長
委員	たかはし ひさし 髙橋 久	4号委員	市の住民
委員	かうら くにぉ 三浦 邦夫	4号委員	市の住民

*任期 令和4年4月1日~令和6年3月31日まで(2年間) (ただし、任期途中での委員変更の場合、新委員の任期は前任者の残任期間)

※ 1号委員 学識経験のあるもの

2号委員 市議会の議員

3号委員 関係行政機関の職員

4号委員 市の住民

令和5年度第4回都市計画審議会 座席図

日時: 令和6年1月12日(金)午前10時から 場所: 袖ケ浦市役所中庁舎4階第2委員会室

